

**令和 3 年度補正予算及び令和 4 年度当初予算に係る  
工場の現場代理人兼務要件緩和について**

令和 4 年 4 月  
山口県土木建築部

令和 3 年度補正予算に係る工場の現場代理人兼務要件緩和については、令和 3 年 1 2 月にお知らせしているところですが、令和 4 年度当初予算についても早期執行を図るため、「1 対象工事」のとおり期間を変更します。

### 1 対象工事

(変更前) 令和 3 年 1 2 月 1 7 日から令和 4 年 **4 月末日** までに入札公告又は指名通知を行う工事

↓

(変更後) 令和 3 年 1 2 月 1 7 日から令和 4 年 **6 月末日** までに入札公告又は指名通知を行う工事

### 2 緩和内容 (変更なし)

3, 500 万円未満の工事について、対象工事を含む場合は、同一の現場代理人が 5 件まで兼務できることとする。

		対象工事を含む	現行
現場代理人		以下の要件をすべて満たす場合	以下の要件をすべて満たす場合
	3,500 万円未満工事の兼務要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>a <b>5 件以内</b></li> <li>b 各 3,500 万円未満</li> <li>c 他発注機関兼務了承</li> <li>d 連絡体制確保</li> <li>e 兼務するいずれかの工事現場に常駐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 3 件以内</li> <li>b 各 3,500 万円未満</li> <li>c 他発注機関兼務了承</li> <li>d 連絡体制確保</li> <li>e 兼務するいずれかの工事現場に常駐</li> </ul>